

## 「小児かかりつけ医制度」についての説明

6歳未満児の保護者の方へ

2016年に「小児かかりつけ医制度」が制定されました。医療機関の重複受診を防ぎ医療費の無駄遣いを減らすことが目的ですが、あなたのお子さんを一番知っている小児専門医が育児・発達相談や初期治療を行い、専門的な検査や治療が必要な時に専門病院と連携がスムーズに行えるという素晴らしい仕組みです。当院は2018年4月からこの「小児かかりつけ医」として認可を受けました。

### 対象

6歳未満で、当院を今まで4回以上受診(予防接種だけでも可)したことのあるお子さんで、当院をかかりつけ医として同意し登録された方が対象です。

登録は任意で、解除は申し出があればいつでも可能です。

かかりつけ医登録は1医療機関のみですが、他院を受診されることには制限がありません。

お子さんにとって下記のメリット※があると共に、医療機関では「小児かかりつけ診療料」を算定致します。  
(こども受給者証をお持ちの方は費用負担はありません。)

※ かかりつけ医をもつことにより複数の医療機関で相談する場合に比べ、一貫した発育、発達(発達障害も含む)、慢性疾患(喘息、夜尿、便秘、食物アレルギー等)を把握しアドバイスすることが出来ます。

「小児かかりつけ医」登録をすると

- ①急性の病気の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ②発達段階に応じた助言・指導などを行い、育児相談に応じます。
- ③予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ④専門的な医療を要すると判断した場合には、必要に応じて適切な専門施設に紹介致します。
- ⑤急を要する相談は可能な範囲で電話対応します。

夜間の診療については小児科専門医(当院も参加)が出務している岡崎市医師会夜間急病診療所  
(受付:19:30~22:30 ☎:0564-52-1906)

休日・祝日は岡崎市休日緊急当直医療機関の受診をお願いします。

小児救急電話相談 #8000 (or052-962-9900)

(365日、19:00~翌朝8:00)もなるべくご利用下さい。

---

以上の内容を理解した上で花田こどもクリニックをかかりつけ医とすることに同意します。

年 月 日

お子さんの氏名

保護者氏名